災害復旧関係資金利子助成事業実施要領

[平成23年5月2日付け23林政企第12号 林野庁長官通知] 最終改正 令和4年3月28日付け3林政企第70号

第1 事業の種類

災害復旧関係資金利子助成事業費補助金交付等要綱(平成23年5月2日付け23林政企第11号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)に基づく災害復旧関係資金利子助成事業の実施については、この要領に定めるところによるものとする。

第2 補助事業者

この事業の補助事業者は、全国木材協同組合連合会(以下「全木協連」という。)とする。

第3 事業内容

1 事業対象者

この事業の対象者は、福島県内に事業所その他の事業拠点を有し、東日本大震災(以下「震災」という。)により被害を受けた林業者等であって、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害(以下「原子力災害」という。)の影響を受けている者(以下「被害林業者等」という。)で、次のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1)主要な事業用資産について震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関(以下「市町村長等」という。)から受けた者(市町村長等の事情によりこれにより難い場合は、証明に準ずる確認を受けた者を含む。)であって、原子力災害の影響を受けている旨の証明を市町村長等から受けたもの(市町村長等の事情によりこれにより難い場合は、証明に準ずる確認を受けた者を含む。)
- (2) 震災により、震災発生後の年間売上額、年間受注額、生産量等が震災前の直近年に比して1割以上減少すると見込まれること又は年間経営費が震災前の直近年に比して1割以上上昇すると見込まれることの証明を市町村長等から受けた者(市町村長等の事情によりこれにより難い場合は、証明に準ずる確認を受けた者を含む。)であって、原子力災害の影響を受けている旨の証明を市町村長等から受けたもの(市町村長等の事情によりこれにより難い場合は、証明に準ずる確認を受けた者を

含む。)

2 融資機関

この事業の融資機関は、株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)とする。

3 対象資金

この事業の対象資金は、次に掲げるものとする。(ただし、平成23年4月1日から令和5年3月31日までに貸し付けられたものに限る。)

- (1) 第3の1(1) に該当する者に対して融通される林業基盤整備資金(株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号。以下「公庫法」という。) 別表第1第8号の下欄のリ又はルに掲げる資金をいう。)
- (2) 第3の1(1) 又は(2) に該当する者に対して融通される農林 漁業セーフティネット資金(公庫法別表第1第8号の下欄のヲに掲げる 資金(平成20年9月30日財務省・農林水産省告示第36号(株式会社 日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄に掲げる資金を指定する等 の件。以下「告示」という。)第5号の1から3までに掲げるものに限 る。)をいう。)
- (3) 第3の1 (1) に該当する者に対して融通される農林漁業施設資金 (公庫法別表第1第8号の下欄のネ(林業者の共同利用に供するものに 限る。) 又はナ(告示第10号の1の(3) に掲げるものに限る。) に 掲げる資金をいう。)

4 融資の限度額

この事業の対象となる融資の限度額は、対象資金の貸付限度額までとする。

5 利子助成期間

この事業の利子助成期間は、償還終了時までとし、最長15年間とする。

6 利子助成率

この事業の利子助成率は、最大2%とする。ただし、対象資金の貸付 利率が年2%を下回る場合は、当該資金の貸付利率とする。

7 利子助成金の下限

この事業の1回あたりの利子助成額の下限は1,000円とする。

8 審査委員会の設置

- (1)全木協連は、利子助成の審査を行うため、審査委員会を設置するものとする。
- (2) 審査委員会の構成及び運営等は、次のとおりとする。
 - ア 審査委員会は、委員長1名及び委員若干名で構成するものとする。
 - イ 全木協連は、林業・木材産業について知見を有する学識経験者及 び関係団体のうちから、委員を委嘱するものとする。
 - ウ 全木協連は、イの委員の委嘱を行う場合には、あらかじめ林野庁 長官に協議するものとする。
 - エ 全木協連は、審査委員会の委員の中から委員長を指名するものとする。
 - オ 委員長は、審査委員会を主宰するものとする。
 - カ 審査委員会の運営事務は、全木協連が行うものとする。

9 利子助成の要件

全木協連は、利子助成金の交付を受けようとする林業者等(以下「借 受者」という。)が次の要件を全て満たす場合に、利子助成を行うもの とする。

- (1) 第3の1に定める被害林業者等であること。
- (2) 少なくとも当該資金の約定償還期間中は事業活動を継続することが 確実であって、かつ、規約等により適正な事業運営が行われると認めら れる者であること。

第4 事業計画

交付要綱第4の3の林野庁長官が定める事項は次のとおりとする。

- 1 交付要綱第4の1の事業計画については、交付要綱第5に定める交付 申請書をもって代えるものとする。
- 2 交付要綱第4の2の事業計画等の重要な変更は、交付要綱別表の軽微な変更の欄に掲げる事項に該当しない場合とし、交付要綱第11に定める変更等承認申請書の提出をもって代えるものとする。

第5 事業の実施

1 交付規程

全木協連は、この事業を実施するに当たり、融資機関が融通する資金 に対する利子助成に関する規程(以下「交付規程」という。)を作成し、 林野庁長官の承認を受けるものとする。

2 利子助成の申請

借受者は、交付規程の定めるところにより、利子助成金交付申請書を 作成し、全木協連に提出するものとする。

また、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範: 林業)事業者向け(令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官 通知)」又は「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規 範:木材産業)事業者向け(令和3年2月26日付け2林政産第168号林 野庁長官通知)」を踏まえて作業安全に関する取組を行うものとし、「農 林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者 向け チェックシート」又は「農林水産業・食品産業の作業安全のため の規範(個別規範:木材産業)事業者向け チェックシート」を記入の 上、利子助成の申請に当たり補助事業者へ提出するものとする。ただ し、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合 は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。

3 利子助成の決定

全木協連は、借受者から、利子助成の申請があったときは、審査委員 会の審査を経て、利子助成を決定するものとする。

4 利子助成金の交付

- (1)全木協連は利子助成を決定したときは、利子助成期間中、毎年、予 算の範囲内で対象資金の残高に利子助成率を乗じた額の利子助成金を 借受者に交付するものとする。
- (2) 利子助成は、交付規程に基づき行うものとする。
- (3)全木協連は、借受者が対象資金に係る利子を融資機関に支払ったことを確認した後でなければ、利子助成金の交付を行ってはならない。

5 利子助成金の交付の中止及び返還

全木協連は、借受者が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、 やむを得ないと認められる場合を除き、交付規程の定めるところにより、 利子助成金の交付を中止し、又は既に交付した利子助成金の全部若しく は一部について、借受者から返還させることとする。

- (1) 事業を中止したとき
- (2)融資機関との対象資金に係る金銭消費貸借契約を解約・解除したとき

- (3) 対象資金について融資機関から繰上償還の請求が行われたとき
- (4) 延滞となっており、かつ、次回の約定償還日までに延滞が解消できなかったとき
- (5)全木協連が求めた報告を怠り、若しくは調査を拒み、又は提出した書類に虚偽の事実が記載されていたとき
- (6) その他利子助成を継続して実施することが適切ではないと認められるとき

第6 事業の実施時期

借受者からの利子助成の申込受付期間は令和5年3月31日以前の補助事業者が定める日までとする。

第7 指導

林野庁長官は、この事業の実施に関して、全木協連及び融資機関に対し、指導及び監督を行うものとする。

第8 報告

交付要綱第14の林野庁長官の定める報告については、次のとおりとする。

- 1 交付要綱第17に定める実績報告書をもって代えることとする。
- 2 国は、本事業の実施状況等について、全木協連に対して必要に応じて 資料の提出を求めること等ができるものとする。
- 3 林野庁長官は、本事業の補助対象経費の算定の根拠となる書類を別途 指定し、全木協連に対して提出を求めることとする。

第9 国の助成措置

- 1 交付要綱第3に規定する補助対象経費は別表1のとおりとし、補助対 象経費の範囲及び算定方法については別表2のとおりとする。
- 2 全木協連は、毎事業年度終了後遅滞なく補助金の精算を行い、別に定めるところにより国に報告しなければならない。また、全木協連は、融資機関との賃借契約の解約・解除及び繰上償還等の償還計画の変更により残金が生じたとき、当該残金を国庫に返還するものとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、林野庁長官が別に定めるものとする。

附則

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の災害復旧関係資金利子助成事業実施要領に基づいて実施された事業については、なお、従前の例による。

別表1 (第9関係)

事業区分		補助対象経費
災害復旧関係資金利子助成事業		
(1) 利子助成事業	ア	利子助成費
(2) 事務運営推進事業	ア	技術者給
	イ	賃金
	ウ	謝金
	エ	旅費
	オ	需用費
	カ	役務費
	キ	使用料及び賃借料

別表2(第9関係)

補助対象経費		範囲及び算定方法
利子助成費		災害復旧関係資金利子助成事業のための利子助成に必要な経
		費とする。
技術者給		「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について
		(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経
		理課長通知)」によるものとする。
賃金		 事業を実施するために追加的に必要となる業務(資料整理、補
		助、事業資料の収集等)について、当該事業を実施する事業実施
		主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価とする。
		賃金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超え
		ない妥当な根拠に基づき設定する必要がある。
謝金		事業を実施するために追加的に必要となる資料整理、補助、専
		門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た講師等に対す
		る謝礼に必要な経費とする。
		謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超え
		ない妥当な根拠に基づき設定する必要がある。
		なお、事業実施主体に対して謝金を支払うことはできない。
旅費		事業を実施するために追加的に事業実施主体が行う必要があ
		る資料収集、調査、検討会、指導、講師等の派遣、打合せ、普及
		啓発、委員会の実施等に必要な経費とする。
需用費		事業を実施するために追加的に必要となる消耗品費、印刷製本
		費等の経費とする(通常の団体運営に伴って発生する事務所の経
		費は含まれない。)。
	消耗品費	事業を実施するために必要となる文献、書籍、原材料、消耗品、
	THYLIII 其	消耗器材、各種事務用品等の調達に必要な経費とする。
	印刷製本	事業を実施するために必要となる文書、図面、リーフレット等
	費	の印刷に必要な経費とする。
役務費		事業を実施するために追加的に必要となる人的サービス等に
		対して支払う経費であり、通信運搬費等とする。

通信運費	歌 事業を実施するために必要となる郵便料、諸物品の運賃の支払 等に必要な経費とする。
使用料及び	事業を実施するために必要となる会場の借上げに必要な経費
賃借料	とする。